

独立行政法人奄美群島振興開発基金の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案新旧対照条文

奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（診療所の設置等に係る費用の範囲）</p> <p><u>第二条</u>（略）</p> <p>（委員の任期）</p> <p><u>第三条</u>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（議事の手続）</p> <p><u>第四条</u>（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（幹事）</p> <p><u>第五条</u>（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>（庶務）</p> <p><u>第六条</u>（略）</p> <p>（審議会の運営の細目）</p> <p><u>第七条</u> <u>第三条</u>から前条までに定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。</p> <p>（小口の事業資金以外の事業資金の貸付けの対象）</p>	<p>（診療所の設置等に係る費用の範囲）</p> <p><u>第一条の二</u>（略）</p> <p>（委員の任期）</p> <p><u>第一条の三</u>（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（議事の手続）</p> <p><u>第二条</u>（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（幹事）</p> <p><u>第三条</u>（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>（庶務）</p> <p><u>第三条の二</u>（略）</p> <p>（審議会の運営の細目）</p> <p><u>第四条</u> <u>第一条の三</u>から前条までに定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。</p> <p>（小口の事業資金以外の事業資金の貸付けの対象）</p>

第八条 法第十七条第三号に規定する政令で定める事業は、甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）第十三条第一項に規定する指定製造施設により分みつ糖を製造する事業とする。

（業務を委託する金融機関）

第九条 法第十八条第一項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。

第五条 法第十条の二第八項第五号に規定する政令で定める事業は、甘味資源特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）第十三条第一項に規定する指定製造施設により分みつ糖を製造する事業とする。

（出資の対象事業）

第五条の二 法第十条の二第八項第六号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 農林畜水産物の加工度の高い工業
- 二 産業の振興開発に係る交通運輸業
- 三 産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、産業の振興開発のため特に必要な事業で国土交通大臣及び財務大臣の指定するもの

（債権の回収に関する事務等の委託）

第六条 法第十条の三第十項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。

2 奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）は、法第十条の三第十項の規定により、同条第一項に規定する国から承継した債権の回収に関する事務を鹿児島県知事又は前項に規定する金融機関に、法第十条の二第八項第四号及び第五号に掲げる事業資金の貸付けに関する調査事務の一部を地方公共団体に、これらの事業資金の貸付け及び回収に関する業務の一部を前項に規定する金融機関に、それぞれ委託しようとする場合においては、あらかじめ当該委託契約の内容を国土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

（業務方法書）

第七条 法第十条の四第一項に規定する業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 保証金額の総額の限度
- 二 事業者等（法第十条の二第八項第一号に規定する事業者等をい

う。一人に係る保証の金額の限度

三 保証料に関する事項

四 保証債務の履行に関する事項

五 求償権の償却に関する事項

六 事業者（法第十条の二第八項第四号及び第五号に規定する事業者をいう。）一人に係る貸付けの金額の限度

七 貸付条件に関する事項

八 出資の相手方に関する事項

九 出資の金額の限度

十 出資の方法に関する事項

十一 出資により取得した株式の処分に関する事項

十二 その他必要な事項

2 基金は、前項の業務方法書の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 最近の日計表

（事業計画）

第八条 法第十条の四第二項に規定する事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 債務の保証計画

二 貸付計画

三 出資計画

四 損益計算の見込み

2 基金は、前項の事業計画の認可を受けようとするときは、認可申請書に法第十条の三第一項に規定する国から承継した債権の回収の計画に関する書類を添付して、国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の事業計画を変更しようとする場合

について準用する。

(業務報告書等)

第八条の二 基金は、法第十条の四第三項に規定する業務報告書等を提出する際には、債権の回収の結果を記載した書類を添付しなければならない。

(基金の経理)

第八条の三 基金の経理は、保証勘定及び融資出資勘定に区分して行うものとし、法第十条の二第八項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれに付随する業務(以下「保証業務」という。)については保証勘定において、同項第四号から第六号までに掲げる業務及びこれらに付随する業務(以下「融資出資業務」という。)については融資出資勘定において経理しなければならない。

(積立金)

第九条 基金は、保証勘定又は融資出資勘定において、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をつめ、なお残余があるときは、これを保証業務又は融資出資業務に要する資金として国及び地方公共団体から出資された額(法第十条の三第七項の規定により、いずれかの業務に要する資金の余裕金を他の業務に要する資金に充てたことによりそれぞれの業務に要する資金の額を増額又は減額した場合においては、当該増額又は減額した後の額とする。)に相当する金額に達するまで、それぞれ当該勘定の積立金として積み立てなければならない。

2 基金は、保証勘定又は融資出資勘定において、毎事業年度の損益計算上損失金を生じたときは、これをそれぞれ当該勘定の積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、これをそれぞれ当該勘定の繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の積立金は、保証勘定においては、保証業務に係る損失及

び法第十条の三第九項の規定により債務の全部又は一部を免除した
ことによる損失をうめるために、融資出資勘定においては、融資出
資業務に係る損失をうめるために、それぞれ充てる場合のほか、こ
れを取り崩してはならない。

(利益金又は損失金の計算の方法)

第九条の二 法第十条の四第六項の利益金又は同条第七項の損失金の
額の計算は、毎事業年度、保証勘定又は融資出資勘定ごとに、益金
の合計額と損金の合計額との差額を算出してするものとする。

(経理に関する規程)

第九条の三 基金は、基金の経理に関し、法及びこの政令に定めるも
のを除くほか、経理に関する規程を定めなければならない。

2 基金は、前項の規程を定めようとするときは、あらかじめ、当該
規程の内容を国土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならない
。これを変更しようとするときも、同様とする。

(納付金)

第十条 基金は、法第十条の四第八項の規定による残余の額を同項の
規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付しようとし
るときは、当該残余の額を国及び地方公共団体の出資金の額に応じ
てあん分するものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、同項に規定する残余の額を生じた
事業年度の開始の日における国及び地方公共団体からの保証業務又
は融資出資業務に係る出資金の額(同日後当該事業年度中に国及び
地方公共団体からの出資金の額の増加又は減少があつたときは、当
該増加又は減少があつた日から当該事業年度の末日までの日数を当
該事業年度の日数で除して得た数を当該増加し、又は減少した出資
金の額に乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加え、又は減じた額
)とする。

(毎事業年度において国庫等に納付すべき額の算定方法)

第十条 法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する独立行政
法人通則法(平成十一年法律第百三三号。以下「通則法」という。)
第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額
(以下「毎事業年度において国庫等に納付すべき額」という。)は
、同項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

2 独立行政法人奄美群島振興開発基金(以下「基金」という。)は
、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を法第十九条第一項の
規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項ただし書の
規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付しようとし
るときは、当該毎事業年度において国庫等に納付すべき額を政府及
び当該地方公共団体からの出資金の額に応じて按分するものとする
。

3 前項に規定する出資金の額は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を生じた事業年度の開始の日における政府及び地方公共団体からの出資金の額（同日後当該事業年度中に政府又は地方公共団体から基金に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

（納付金の納付の手續）

第十一条 基金は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を生じたときは、法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付する金銭（以下「納付金」という。）の計算書に、当該事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣及び基金に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（納付金の納付期限）

第十二条 納付金は、当該事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫に納付すべき納付金の帰属する会計）

第十三条 国庫に納付する納付金については、第十条第二項の規定により国庫に納付する納付金の額を政府の一般会計及び産業投資特別会計産業投資勘定からの出資金の額に応じて按分した額を、それぞれ政府の一般会計及び産業投資特別会計産業投資勘定に帰属させるものとする。

2 前項に規定する出資金の額は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を生じた事業年度の開始の日における政府の一般会計及び

3 基金は、法第十条の四第八項の規定による納付金を国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付しようとするときは、当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付しなければならない。

（国土交通大臣及び財務大臣の認可を要しない借入金の額）

第十一条 法第十条の四第十一項に規定する政令で定める場合は、借入金の額がその現在高において五百万円に達することとなるまでの金額である場合とする。

第十二条 削除

産業投資特別会計産業投資勘定からの出資金の額（同日後当該事業年度中に政府の一般会計又は産業投資特別会計産業投資勘定から基金に出資があつたときは、当該出資があつた日から当該事業年度の末日までの日数を当該事業年度の日数で除して得た数を当該出資の額に乗じて得た額を、それぞれ加えた額）とする。

（奄美群島振興開発債券の形式）

第十四条 奄美群島振興開発債券は、無記名利札付きとする。

（奄美群島振興開発債券の発行の方法）

第十五条 奄美群島振興開発債券の発行は、募集の方法による。

（奄美群島振興開発債券申込証）

第十六条 奄美群島振興開発債券の募集に応じようとする者は、奄美群島振興開発債券申込証にその引き受けようとする奄美群島振興開発債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならぬ。

2 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用がある奄美群島振興開発債券（次条第二項において「振替奄美群島振興開発債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該奄美群島振興開発債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を奄美群島振興開発債券申込証に記載しなければならない。

3 奄美群島振興開発債券申込証は、基金が作成し、これに次の事項を記載しなければならない。

- 一 奄美群島振興開発債券の名称
- 二 奄美群島振興開発債券の総額
- 三 各奄美群島振興開発債券の金額
- 四 奄美群島振興開発債券の利率

五 奄美群島振興開発債券の償還の方法及び期限

六 利息支払の方法及び期限

七 奄美群島振興開発債券の発行の価額

八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨

十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(奄美群島振興開発債券の引受け)

第十七条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が奄美群島振興開発債券を引き受ける場合又は奄美群島振興開発債券の募集の委託を受けた会社が自ら奄美群島振興開発債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替奄美群島振興開発債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替奄美群島振興開発債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を基金に示さなければならぬ。

(奄美群島振興開発債券の成立の特則)

第十八条 奄美群島振興開発債券の応募総額が奄美群島振興開発債券の総額に達しないときでも奄美群島振興開発債券を成立させる旨を奄美群島振興開発債券申込証に記載したときは、その応募総額をもつて奄美群島振興開発債券の総額とする。

(奄美群島振興開発債券の払込み)

第十九条 奄美群島振興開発債券の募集が完了したときは、基金は、遅滞なく、各奄美群島振興開発債券につきその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第二十条 基金は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を

発行しなければならない。ただし、奄美群島振興開発債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は奄美群島振興開発債券の応募若しくは引受けをしようとする者が応募若しくは引受けに際し奄美群島振興開発債券につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定による登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第十六条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに番号を記載し、基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。

（奄美群島振興開発債券原簿）

第二十一条 基金は、主たる事務所に奄美群島振興開発債券原簿を備えて置かなければならない。

2 奄美群島振興開発債券原簿には、次の事項を記載しなければならない。

一 奄美群島振興開発債券の発行の年月日

二 奄美群島振興開発債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、奄美群島振興開発債券の数及び番号）

三 第十六条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合）

第二十二条 奄美群島振興開発債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、基金は、これに応じなければならない。

（奄美群島振興開発債券の発行の認可）

第二十三条 基金は、法第二十条第一項の規定により奄美群島振興開発債券の発行の認可を受けようとするときは、奄美群島振興開発債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 奄美群島振興開発債券の発行を必要とする理由

二 第十六条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 奄美群島振興開発債券の募集の方法

四 奄美群島振興開発債券の発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 作成しようとする奄美群島振興開発債券申込証

二 奄美群島振興開発債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面

三 奄美群島振興開発債券の引受けの見込みを記載した書面

(鹿児島県が処理する事務)

第二十四条 法第四章及び基金に係る通則法の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務のうち、通則法第六十四条の規定による基金に対する報告徴収及び検査に関するものは、鹿児島県知事が行う。ただし、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

(書類の提出)

第二十五条 基金が提出する認可に関する申請書その他法若しくは通則法又はこの政令に基づき主務大臣に提出する書類は、鹿児島県知事を経由して提出しなければならない。

(事務の区分)

第二十六条 前二条の規定により鹿児島県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九

(鹿児島県が処理する事務)

第十三条 国土交通大臣又は財務大臣の権限に属する事務のうち、法第十条の五において準用する信用保証協会法第三十五条の規定による基金に対する報告徴収及び検査に関するものは、鹿児島県知事が行う。ただし、国土交通大臣又は財務大臣が自ら行うことを妨げない。

(書類の提出)

第十四条 基金が提出する認可に関する申請書その他法又はこの政令に基づき国土交通大臣及び財務大臣に提出する書類は、鹿児島県知事を経由して提出しなければならない。

(事務の区分)

第十五条 前二条の規定により鹿児島県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項

項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十七条 基金又は基金の役員若しくは職員(常時勤務に服することを要しない者を除く。)は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等若しくは公庫等又は特定公庫等役員若しくは公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。

附 則

1
11 (略)

12 法附則第十二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 農林畜水産物の加工度の高い工業
- 二 産業の振興開発に係る交通運輸業
- 三 産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、産業の振興開発のため特に必要な事業で国土交通大臣及び財務大臣の指定するもの

第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

1
11 (略)

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第一条関係）

改正案

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	(略)	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）	(略)
事務	(略)	第二十四条及び第二十五条の規定により鹿児島県が処理することとされている事務	(略)

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	(略)	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）	(略)
事務	(略)	第十三条及び第十四条の規定により鹿児島県が処理することとされている事務	(略)

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〜七十四（略）</p> <p>七十五から七十七まで 削除</p> <p>七十八〜百五十（略）</p> <p>（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〜三十八（略）</p> <p>三十九 削除</p> <p>四十〜八十二（略）</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〜七十四（略）</p> <p>七十五 削除</p> <p>七十六 奄美群島振興開発基金</p> <p>七十七 削除</p> <p>七十八〜百五十（略）</p> <p>（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〜三十八（略）</p> <p>三十九 奄美群島振興開発基金</p> <p>四十〜八十二（略）</p>

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）（第四条関係）

<p>改 正 案</p>	<p>別表第十（第六十条の二関係） 一～四（略） 五 削除 六～六十三（略）</p>
<p>現 行</p>	<p>別表第十（第六十条の二関係） 一～四（略） 五 奄美群島振興開発基金 六～六十三（略）</p>

改 正 案

現 行

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）

第四十三条（略）

2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一（三）（略）

四 独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金、日本原子力研究所、独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所、核燃料サイクル開発機構、独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会、放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会、独立行政法人労働政策研究・研修機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本労働研究機構、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧勤労者退職金共済機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法附則第二条第一項の規定により解散した旧心身障害者福祉協会、独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構、年金資金運用基金

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫などの範囲）

第四十三条（略）

2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一（三）（略）

四 独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金、日本原子力研究所、独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所、核燃料サイクル開発機構、独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会、放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会、独立行政法人労働政策研究・研修機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本労働研究機構、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧勤労者退職金共済機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法附則第二条第一項の規定により解散した旧心身障害者福祉協会、独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構、年金資金運用基金

、地方競馬全国協会、独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金、日本自転車振興会、独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会、日本小型自動車振興会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会及び独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会

五
(略)

、地方競馬全国協会、独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金、日本自転車振興会、独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会、日本小型自動車振興会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構、奄美郡島振興開発基金、独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会及び独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会

五
(略)

国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）（抄）（第五條関係）

改正案	現行
<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、沖縄振興開発金融公庫、核燃料サイクル開発機構、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本郵政公社、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農林漁業金融公庫、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団とする。</p>	<p>国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、奄美群島振興開発基金、沖縄振興開発金融公庫、核燃料サイクル開発機構、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本郵政公社、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農林漁業金融公庫、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団とする。</p>

改 正 案

（法第二条第二号ホの政令で定める法人）

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号ホの政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫、核燃料サイクル開発機構、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、町村議会議員共済会、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計

現 行

（法第二条第二号ホの政令で定める法人）

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号ホの政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、沖縄振興開発金融公庫、核燃料サイクル開発機構、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、厚生年金基金連合会、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、町村議会議員共済会、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄

器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、放送大学学園、本州四国連絡橋公団及び預金保険機構とする。

道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、放送大学学園、本州四国連絡橋公団及び預金保険機構とする。

改 正 案

別表第二（第十条の二関係）

一 （略）

二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教育研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女

現 行

別表第二（第十条の二関係）

一 （略）

二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教育研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の

性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スपोर्टス振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法

家、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スपोर्टス振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業

人農業検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構

三〇七 (略)

八 核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所及び年金資金運用基金

九・十 (略)

信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構

三〇七 (略)

八 奄美群島振興開発基金、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所及び年金資金運用基金

九・十 (略)

改 正 案	現 行
<p>第四十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第百四十二条第二項の表第百四十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、法第百四十条第一項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、日本原子力研究所、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、核燃料サイクル開発機構、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、日本育英会、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人雇用・能力開発機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）、年金資金運用基金、地方競馬全国協会、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の</p>	<p>第四十三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第百四十二条第二項の表第百四十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、法第百四十条第一項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、日本原子力研究所、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、核燃料サイクル開発機構、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、日本育英会、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人雇用・能力開発機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）、年金資金運用基金、地方競馬全国協会、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の</p>

規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、日本自転車振興会、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、日本小型自動車振興会、独立行政法人新工ネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新工ネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）及び公害健康被害補償予防協会

5・6
（略）

規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、日本自転車振興会、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、日本小型自動車振興会、独立行政法人新工ネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新工ネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）、奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）及び公害健康被害補償予防協会

5・6
（略）

財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）（抄）（第七条関係）

<p>改正案</p>	<p>附則 （大臣官房の所掌事務の特例） 第二条 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。 2・3（略）</p>
<p>現行</p>	<p>附則 （大臣官房の所掌事務の特例） 第二条 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。 2・3（略）</p>

独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）（抄）（第八条関係）

改 正 案

別表（第一条、第二条、第十条関係）

名称	沖繩振興開発金融 公庫	根拠法	沖繩振興開発金融 公庫法（昭和四十 七年法律第三十一 号）	登記事項	資本金
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

現 行

別表（第一条、第二条、第十条関係）

名称	奄美群島振興開発 基金	根拠法	奄美群島振興開発 特別措置法（昭和 二十九年法律第百 八十九号）	登記事項	資本金
(略)	沖繩振興開発金融 公庫	(略)	沖繩振興開発金融 公庫法（昭和四十 七年法律第三十一 号）	(略)	資本金

改 正 案

現 行

（国等の定義）

第二条 法第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究

（国等の定義）

第二条 法第二条第二項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究

所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新工ネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都

所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人新工ネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人都

市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人
大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営セン
ター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人
奄美群島振興開発基金
二七七（略）
八 日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、年金資金運用基
金及び日本中央競馬会

市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人
大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営セン
ター及び独立行政法人メディア教育開発センター
二七七（略）
八 日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、奄美群島振興開
発基金、年金資金運用基金及び日本中央競馬会

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教育研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教育研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独</p>

立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独

立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独

立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メデア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構

三〇七 (略)

八 核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所及び年金資金運用基金

九・十 (略)

三〇四 (略)

立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メデア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構

三〇七 (略)

八 奄美群島振興開発基金、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所及び年金資金運用基金

九・十 (略)

三〇四 (略)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）（抄）（第十一条関係）

改正案	現行
<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、</p>	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、</p>

独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木

国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人北方領土問題対策

研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構

二〇七 (略)

八 核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所、日本中央競馬会及び年金資金運用基金

協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構

二〇七 (略)

八 奄美群島振興開発基金、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所、日本中央競馬会及び年金資金運用基金

改正案

現行

附則

附則

（都市・地域整備局の所掌事務の特例）
 第三条 都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

（都市・地域整備局の所掌事務の特例）
 第三条 都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	（略）	平成二十一年三月三十一日		
		（略）	（略）	（略）
事務	（略）	（略）	（略）	独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。
		（略）	（略）	

期限	（略）	平成二十一年三月三十一日		
		（略）	（略）	（略）
事務	（略）	（略）	（略）	奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。
		（略）	（略）	

2（略）

2（略）

（都市・地域整備局特別地域振興課の所掌事務の特例）
 第十二条 都市・地域整備局特別地域振興課は、第九十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表

（都市・地域整備局特別地域振興課の所掌事務の特例）
 第十二条 都市・地域整備局特別地域振興課は、第九十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表

の下欄に掲げる事務をつかさどる。

平成二十一年三月三十一日					(略)	期限
(略)	(略)	独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。	(略)	(略)	(略)	事務

の下欄に掲げる事務をつかさどる。

平成二十一年三月三十一日					(略)	期限
(略)	(略)	奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。	(略)	(略)	(略)	事務